# はじめに

我が国の障害学生支援を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。昨年２月、我が国において障害者権利条約が発効し、来年 4 月に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される予定で、本年 2 月には、同法の施行に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が閣議決定され、この「基本方針」に即して主務大臣は「対応指針」を、行政機関等は「対応要領」を平成 27 年度に作成することとなっています。また、日本学生支援機構の第 3 期中期目標において、学生生活支援事業については、情報の収集・分析・提供の充実を図ることとされています。

当機構は、こうした状況を踏まえ、このたび、平成 17 年度から 25 年度までに実施した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果について分析し、その結果を提供することとしました。

これは、障害学生支援の推移を障害種別や学校種別等で分析、把握することにより、大学等における障害学生支援の課題をより明らかにすることや今後の調査内容の改善に役立てることを目的としたものです。

分析に当たっては、「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の委員の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像を、障害学生数、支援状況、支援体制、入学時での配慮状況、卒業後の進路状況について、経年推移のほか、学校種（大学、短期大学、高等専門学校）や規模（学生数）による相違等について分析しました。特に発達障害については章立てして詳細に分析しました。

本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

調査結果の分析にご協力、ご執筆いただきました研究者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

独立行政法人日本学生支援機構　学生生活部障害学生支援課